

12月は「税の滞納整理強化月間」

税は安心な暮らしを支える貴重な財源です

市では毎年12月を税の滞納整理強化月間として、税金の納期内納付を勧め、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

納税は国民の義務

納税は国民の義務として、憲法第30条に「納税の義務」が定められています。税金を納期内



納付し、滞納しないようにしましょう。納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

暮らしを支える大切な財源

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税などがあり、豊かで安心できる暮らしを確保するための大切な財源です。

滞納は税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになり、道路や公園の整備、福祉、教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に必要な公共サービスを妨げることになります。

健康を守る

国民健康保険税(国保税)

国保税は病気やけがをしたときの医療費や、出産一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るための貴重な財源です。

国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなり、皆さんが負担する国保税の税率が上がります。

国保税を滞納すると

滞納者には通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。1年以上滞納した場合は、保険証の代わりに被保険者資格証明書が交付されます。被保険者資格証

明書で医療機関などにかかる場合、医療費はいったん全額自己負担になります。

滞納処分の実施

納期限までに税金の納付がないと、督促状や催告書を発送するほか、自動音声による電話催告を行います。相談もなく納付しない場合や、納税誓約を守ら

ない場合などは滞納処分を行います。

滞納処分では、給与、預貯金、生命保険、売掛金、所得税還付金などのほか、自動車のタイヤロックや居所などの搜索で、動産などを差し押さえます。

納付が困難なときは相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、必ず納期限までに相談してください。分割納付に応じることもできます。

差し押さえ件数(平成29年11月現在)

種別	差し押さえ件数
給与	416
預貯金	82
生命保険	61
所得税還付金	35
不動産	3
その他	11
合計	608

※上記のうち、8,238万円を滞納税に充てました。

問い合わせ先

●市税・国保税の納付
税務課収税班
☎ 62・5322

●国保保険証の交付
保険年金課国民健康保険班
☎ 62・5331